

障害者ソーシャルワークのカルチュラル・コンピテンスと 理論的枠組みの構築に関する試案

—文化モデルアプローチとインペアメント文化論との融合をもとに—

Tentative Construction of the Cultural Competence of Social Work for Disabled
Persons: the Integration of Cultural Model Approach and Impairment Culture Theory

原 順 子

Junko HARA

要旨：

聴覚障害者のろう文化とインペアメントのある身体が紡ぎ出した生活様式を総称したインペアメント文化に注目し、この2つの文化の関係性を基に、多文化ソーシャルワークの中での障害の位置づけとカルチュラル・コンピテンスから障害者ソーシャルワークへの理論的構築を研究目的とした。具体的には、聴覚障害ソーシャルワークにおける文化モデルアプローチからインペアメント文化を尊重したソーシャルワーク実践のカルチュラル・コンピテンスの試案を導出することで、これらの文化的視点が障害者ソーシャルワークにおいて重要な観点であることを理論的に考察した。

結果として、インペアメント文化概念を導入することで、①聴覚障害ソーシャルワークの障害者ソーシャルワーク化が果たされ、②文化モデルアプローチは障害者領域におけるソーシャルワーク全般に適用できるものへと理論的に発展させることが可能となった。

キーワード：障害者ソーシャルワーク、ろう文化、インペアメント文化、
カルチュラル・コンピテンス、文化モデルアプローチ

1. 本研究の背景と目的

昨今は様々な文化的背景を有するクライアントが増加してきており、そうした人たちを対象とする多文化ソーシャルワークが日本においても注目されるようになってきている（ヴィラード 2018、石河 2019）。この場合の多文化ソーシャルワークは在住外国人が主たるクライアントとして語られることが多いが、本来の多様性とは CSWE（全米ソーシャルワーク教育協議会）の定義によると、階級、人種、性別、性的志向、政治的イデオロギーなどといった多くのカテゴリーが含まれており、その多様な対象者の中に障害¹⁾も含まれている（CSWE 2015：7）。

多文化ソーシャルワークの定義として石河（2010：108）は、「多様な文化的背景をもつクライアントに対するソーシャルワーク」「クライアントとワーカーが異なる文化に属する援助関係において行われるソーシャルワーク」「クライアントが自分の文化と異なる環境に移住、生活することにより生じる心理的・社会的問題に対応するソーシャルワーク」と説明しているが、障害分野における多文化ソーシャルワークでは、1つ目の「多様な文化的背景をもつクライアントに対するソーシャルワーク」は障害種別の多様な実態を考えると該当するが、2つ目の「ク

クライアントとワーカーが異なる文化に属する援助関係において行われる「ソーシャルワーク」はワーカーが同種別障害者であれば該当しないことになる。最後の「クライアントが自分の文化と異なる環境に移住、生活することにより生じる心理的・社会的問題に対応するソーシャルワーク」は、非障害者が多数派・主流派である社会においてはクライアントの障害文化とは異なるという意味では該当する定義である。

繰り返しになるが、日本において語られる多文化ソーシャルワークは在住外国人である場合を指すことが多いのであるが、本稿では障害がある人たちの文化的視点に注目して多文化ソーシャルワークを論じていくこととする。

障害者を文化的視点で論じる中には、ろう文化をもつ聴覚障害者²⁾を対象としたソーシャルワークがあり、ろう文化を尊重した取り組みを「文化モデルアプローチ」と称している（原 2015、2016、2017、2018）。このアプローチではソーシャルワーカーの「文化的感性」（Sheridan et al. 2010）やカルチュラル・コンピテンスが重視されており、その支援目標にはろう文化社会と聴文化社会の関係性改善や相互理解促進が含まれている（原 2015：79-82）。

他の障害種別に関しては、インペアメントのある身体が紡ぎ出した生活様式や傾向をインペアメント文化として位置づけた松岡の説（2018 a, b）を基にして、多文化ソーシャルワークを論じていくこととする。

聴覚障害ソーシャルワークで提唱した文化モデルアプローチとインペアメント文化の考え方を障害者ソーシャルワーク全般において拡大適用していくことを目指し、「ろう文化を尊重したソーシャルワーク実践」とインペアメント文化をどのように位置づけていくことができるかを理論的に探っていきたい。

2. 研究の方法

ろう文化の構成要素とろう文化の定義に鑑み、インペアメント文化との比較検討を文献レビューにより実施し、さらにろう文化とインペアメント文化の理論的比較を行うことで、両者の関係性について考察する。次いで、多文化ソーシャルワークでの障害の捉え方にに基づき、ろう文化とインペアメント文化を反映させたカルチュラル・コンピテンスについて比較検討する。

以上を踏まえ、筆者が以前提唱した「ろう文化を尊重したソーシャルワーク実践のカルチュラル・コンピテンス」にインペアメント文化を取り入れ、「インペアメント文化を尊重したソーシャルワーク実践のカルチュラル・コンピテンス」に関して理論的に考察する。

なお、研究倫理的配慮としては、「日本社会福祉学会研究倫理規程」を遵守し研究を行った。

3. 文化的視点で捉えるろう文化とインペアメント文化

はじめに本節ではろう文化とインペアメント文化について、先行研究を基にそれらの定義と構成要素について概観し、その実相を比較検討する。

3-1. ろう文化論

聴覚障害者は聞こえの程度、家族背景、コミュニケーション手段などその実態は多様である

(原 2015 : 16-20) が、手話を使用し、視覚情報を優先する生活様式をもつ人々には独自の文化、すなわち、音声言語をコミュニケーション手段とする聴者の聴文化とは違うろう文化を有する人たちであるとの認識が、現在では理解されるようになってきている³⁾。

ろう文化の構成要素について先行研究を基にまとめると、①独自の言語である手話 ②共通の生活習慣や行動様式 ③共通の文化的価値観 ④独自の芸術やユーモア ⑤共通の歴史観の5つである(原 2008 : 32-38)。

文化とは一般的には親から子へと伝承するものであるが、ろう文化はデフファミリーを除き、聞こえる親が95%という実態があるため親から子への伝承はなく、ろう学校やデフコミュニティで伝わる構図となっているのがろう文化の一つの特徴であり、この文化の伝承パターンが独特だということがろう文化の核心にある(Padden & Humphries 1988 = 2003: 22)。共通の生活習慣や行動様式の具体例として、人を呼ぶときは相手の肩をたたく、会議の開始合図は電灯をつけたり消したりして知らせるといった視覚重視の特徴がある。また、聴者の文化、すなわち聴文化は察する文化であるが、ろう文化は言語化する文化であるとも言われている(木村 2007)。察する文化とは敢えて言語化しなくても雰囲気を感じ取ることがあるのに対し、ろう文化でははっきりとものごとを言語化する傾向があるという。

勿論、聴覚障害者は日常生活ではろう文化だけに属しているのではなく、聴者の文化、すなわち聴文化にも属しているとの指摘もある。多数派である聴文化の文化的影響力の大きさを考えると、各国の聴文化の影響を受けているろう文化はほぼ確実に各国特有のものであるが、ある程度までは深い文化的共通性を示す特徴を共有している(Ladd 2003 = 2007: 633)という指摘もある。手話者はある音声言語を持つマジョリティの社会の中で生きているので、その文化も持っているのである。例えば、日本手話を話すろう者は、日本のろう文化を持つと同時に、広い意味の日本文化も持っている。しかし、ろう者は自分が生きる国、あるいはコミュニティの文化も持つとはいえず、その文化の中の音に関連することは必ずしも持っていない(斉藤 2007 : 44)。

以上、ろう文化は構成要素の中でも手話という独自の言語が、「世界中のすべての手話に共通する著しい文法的類似性がある」(Ladd 2003=2007: 633)点において、文化としての説明は十分に可能である。

3-2. インペアメント文化論

一方、インペアメント文化とは、松岡ら(2018 a, b, 2019)が提唱している概念である。インペアメントとは、損傷、欠損と訳されるように、「何か欠けた」状態を意味する否定的なニュアンスの強い言葉である。一方、「文化」という言葉にはむしろ明るく開放的で、拓けたイメージをそこから看取することができることの方が多い。つまり、「インペアメント文化」という言葉は、そこに相反するベクトルのイメージを持った2つの単語が連結されて作られている(松岡 2018 a : 79)。

具体的に説明すると、「インペアメント」とは何らかの身体・精神的機能の制約を意味する。例を挙げれば、「耳が聞こえない」「目が見えない」などを指しているが、それ自体は、したがって医学的現象であるといえる(松岡 2019 : 4-5)。また「インペアメント文化」とは、インペアメントが「聴覚インペアメント」「視覚インペアメント」の形で種別に取り扱われることを踏

まえて、「特定のインペアメントを有する集団」の文化と位置づけている（松岡 2018a：81）。

以下、少々長文の引用になるが、松岡によると、人は自分自身の身体を使って周囲の環境に適応している。したがって、身体づくりが変われば、当然、その適応の仕方も変わっていくことになり、例えば、耳が聞こえないのであれば、それを前提に環境に関わり、次第に独自の生活上の様式、傾向あるいは習慣やルール、さらには世界観が形成されていく。これらを総称して「文化」と呼ぶとすれば、「文化」とはまさしく身体に依存しているといえる。インペアメントのある身体が紡ぎ出した生活様式を総称したものであり、インペアメントのない「五体満足」の人が紡ぎだしてきたものは、いわゆる「健常者文化」であり、「非インペアメント文化」ということになる。

ちなみにこの生活様式は、更に環境の側が有している、インペアメントをもつ人の環境適用を阻害するような（ディスエイブリングな）特徴、すなわち社会的障壁の存在からも影響を受け、その内容が規定されることもある。その意味では、社会的障壁とはまったく無関係な存在ではなく、むしろそれによって左右される側面もあるといえる。社会的障壁さえも、インペアメントを有する者、すなわち障害者の「生きる戦略」や「経験知」に影響しているのである。

このように考えれば社会は、「健常者文化=非インペアメント文化」が圧倒的に優勢であり、そうでない文化はマイノリティのそれとして抑圧されがちだという気付きが得られる。この文化間摩擦も、また社会的障壁の一形態と考えることも可能であり、インペアメント文化を考えることは、障害の社会モデルを逸脱するのではなく、むしろそれを補完し、強化し得る視点を提供してくれるものと理解しておきたいと、松岡は説明している。

次にインペアメント文化の実際の有様を考察するために、松岡らによる関西圏の大学で学ぶ障害学生を対象にしたインタビュー調査による研究結果を紹介する（松岡 他 2018b、2019）。筆者も加わった本研究では、調査対象者の各自のインペアメントによる生活様式や傾向について 27 の諸相（表 1）を抽出した⁴⁾。すべての障害種別を網羅できておらず、また障害種別の研究

（表 1）障害学生のインペアメント文化の諸相

1. 安心して対処できることを優先する	2. 非インペアメント機能を活用する
3. インペアメントを自ら開示する	4. 諦念する
5. インペアメントの影響を受けて得手・不得手が形成される	
6. インペアメントが当たり前化する	7. 各種の資源を活用する
8. 自力で行う	9. 健常者文化にあこがれる
10. 二つの文化を生きる	11. 【障壁】表面的・限定的な理解や支援に直面する
12. 非インペアメント機能と残存能力を併用する	
13. 自分を発見していく	14. 想像で補う
15. 雰囲気を楽しむ	16. 【障壁】理解のある層が限定されている
17. 自分が気づかない配慮に気づく	18. インペアメント機能が必要とする嗜好・趣味は回避する
19. 否定的感情を抱くことがある	20. 独自の世界観・視点をもつ
21. 残存能力を使いこなす	22. 鋭敏すぎる非インペアメント機能をコントロールする
23. 【障壁】インペアメントに直結した不利益に向き合う	
24. 介助者の影響力を感じつつ、付かず離れずの関係を保つ	
25. 【障壁】物理的なバリアに直面する	26. リゴリズムを抱く
27. 慢心し、痛い目に合う	

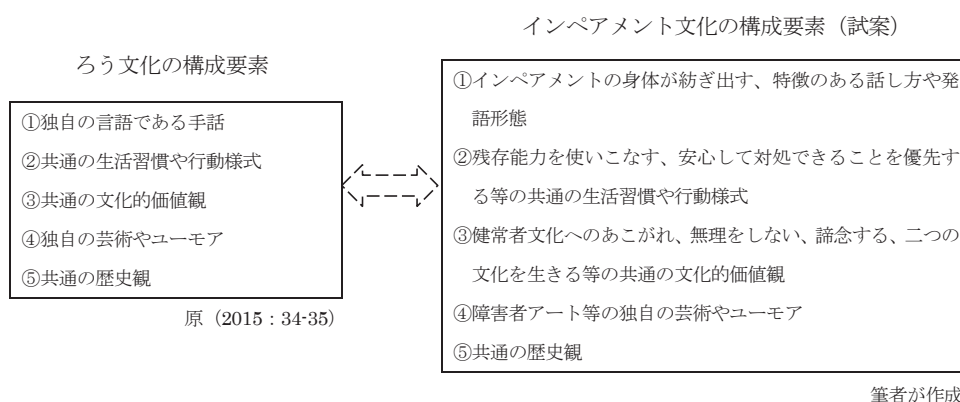
松岡 他（2019）

協力者数も同数ではないが、インペアメントによる生活様式や傾向、世界観についてはある程度の精度で抽出できたと考えている。

この調査結果から生成した27のインペアメント文化の諸相は、複数のインペアメントに共通するものもあれば、特定の障害種別のインペアメントにのみ限定するものもある。限定的なインペアメント文化としては、「24. 介助者の影響力を感じつつ、付かず離れずの関係を保つ」は日常生活に介助を要する障害種別のインペアメント文化であり、「26. リゴリズムを抱く」「27. 慢心し、痛い目に合う」は全ての種別に通じるインペアメント文化とは考えにくい。また、調査対象者が障害学生であるため若年者のインペアメント文化の諸相ともいえる。それ故にこの研究調査から生成したインペアメント文化の諸相は十分なエビデンスを得たものと断定できないが、インペアメント文化論を援護することはできると考えられる。

3-3. ろう文化とインペアメント文化の実相比較

本節では先に示したろう文化とインペアメント文化との構成要素に関する比較検討を行う。ろう文化の構成要素を基盤としつつインペアメント文化の構成要素（試案）とを図式化したのが図1である。



(図1) ろう文化とインペアメント文化の構成要素

2つの文化を比較検討した結果、同じ身体性に規定された集団に共有されるものであるという点で、ろう文化の基底にろう者のインペアメント文化の存在を理論的に認めることができる。

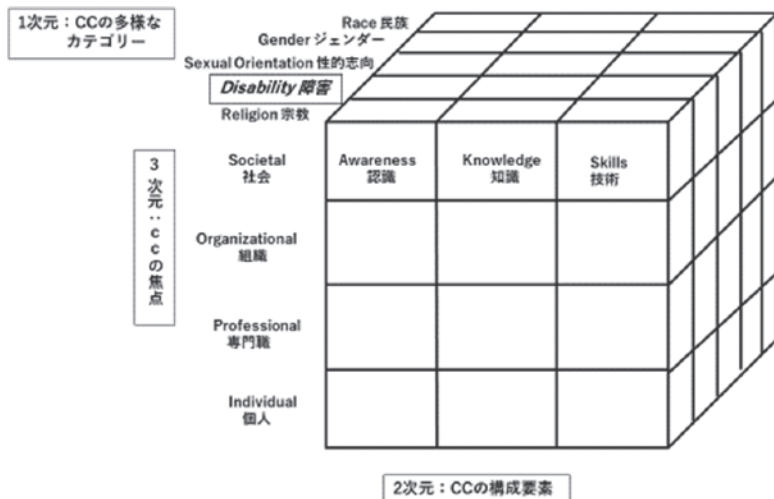
4. 多文化ソーシャルワークにおける障害を対象とするカルチュラル・コンピテンス

以上、ろう文化とインペアメント文化についてその理論的背景および構成要素について概観したが、本節では多文化ソーシャルワークの障害概念に特化したカルチュラル・コンピテンスについて考察する⁵⁾。

まずソーシャルワーク実践におけるカルチュラル・コンピテンスの意義についてNASW（全米ソーシャルワーカー協会）は、クライアントが自分のユニークさをいかに社会の中で経験し

ているか、また、彼らを取り巻く社会において彼らの相違点や共通点と上手く折り合わねばならないかということ、ソーシャルワーカーが十分に自覚することであると説明し（NASW 2007: 9）、ソーシャルワークにおいてクライアントの文化性を重視すべきであると指摘している。

次に、多文化ソーシャルワークにおいての障害の捉え方を概観するために、多文化ソーシャルワークで多様な文化的背景を持つクライアントの中に障害をもカバーしている先行研究をレビューした。その中から Sue らのカルチュラル・コンピテンスの多次元モデルを紹介する（図3）。



(図3) カルチュラル・コンピテンスの多次元モデル：Sue 他（2016：70）筆者訳

Sue らの多次元モデルでは、1次元はカルチュラル・コンピテンスの対象別の多様なカテゴリー、2次元はカルチュラル・コンピテンスの構成要素として、認識（Awareness）、知識（Knowledge）、技術（Skills）の3つの諸要素、3次元はソーシャルワーク介入の焦点として、個人（Individual）、専門職（Professional）、組織（Organizational）、社会（Societal）の4つを記している。

1次元のカルチュラル・コンピテンスは多様な対象者のカテゴリーを示しており、Sue らは図3の他に、欧米系、先住アメリカ人と先住アラスカ人、ラテン・ヒスパニック系、アジア太平洋系、アフリカ系を示した別の図も提示している。図3では1次元の多様なカテゴリーの中に障害（Disability）が示されており、障害カテゴリーが多文化ソーシャルワーク実践の対象者に含まれていることがわかる。

さらにNASWが発行している『カルチュラル・コンピテンスに関する基準と指標』には「カルチュラル・コンピテンスに関する10基準」があり、最新の2015年版（表2）には2001・2007年版にはなかった「9. 言語とコミュニケーション」が加わっている。文化的集団のクライアントとして英語の未熟達者や識字能力が低い人々、視覚障害者や弱視の人々、聴覚障害者

や難聴者など障害のある人々について具体的に明記されている。文化の概念が広く捉えられるようになってきている（森 2016：43）ことがわかる。

(表2) カルチュラル・コンピテンスに関する 10 基準

1. 倫理と価値	2. 自己覚知	3. 異文化間の知識	4. 異文化間のスキル
5. サービス提供	6. エンパワメントとアドボカシー	7. 多様な労働力	
8. 専門教育	9. 言語とコミュニケーション		
10. カルチュラル・コンピテンスを促進するリーダーシップ			

NASW (2015)

障害者権利条約（第2条）に「意思疎通」および「言語」の定義が詳細に明記されたことにより、NASW の 10 基準の文化概念の拡大や多文化ソーシャルワークのカルチュラル・コンピテンスに影響を与えたことが推測される⁶⁾。

以上のことから、障害者を多文化ソーシャルワークの文化的視点で捉えているということが理解できた。障害者はインペアメント文化を有する存在であり、多様な文化的背景をもつ集団の一つであると捉えることができ、この観点からインペアメント文化を認識したカルチュラル・コンピテンスがソーシャルワーカーに求められるということが確認できた。

このように障害者が多様な文化集団の中に入れられ、ユニークな社会的地位、ルール、言語を持つ人たちでユニークな文化を持っているという調査研究結果を踏まえ、障害者の存在を多文化で論じたのは Gilson と Depoy が創始者であるという（May & LaMont 2014）。

ソーシャルワークにおいてはクライアントの文化や多様性に関する気づきは重要であり、これらをソーシャルワーク教育において学習者に理解させることが必要であるが、障害に関するソーシャルワークの論文は少ない（Dupré 2012）という指摘もある。

IFSW / IASSW（国際ソーシャルワーカー連盟 / 国際ソーシャルワーク学校連盟）による「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（2014）には、具体的に「障害」とは書かれていないが、「多様性の尊重」が「ソーシャルワークの中核をなす。」と定義されている。これを受けて、日本ソーシャルワーカー連盟構成4団体は「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開」において、「ソーシャルワークは差別や抑圧の歴史を認識し、多様な文化を尊重した実践を展開しながら、平和を希求する。」「ソーシャルワークは、人権を尊重し、年齢、性、障がいの有無、宗教、国籍等にかかわらず、生活課題を有する人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現に向けて関連する人々や組織と協働する。」と明記しているが、ソーシャルワーカー養成教育での多様性における障害の捉え方は、日本においてはまだ緒に就いたばかりといえる。

5. インペアメント文化を尊重したカルチュラル・コンピテンスの導出

前節で示したように、多文化ソーシャルワークでの障害者を文化的視点で捉える位置づけの重要性が明確となった。本節では多文化ソーシャルワークのカルチュラル・コンピテンスを聴覚障害ソーシャルワークおよび障害者ソーシャルワークに援用して比較検討する。まず、聴覚

障害ソーシャルワークにおけるカルチュラル・コンピテンスについては、聴覚障害者への相談支援を行っているソーシャルワーカーを対象にしたインタビュー調査から筆者が生成した7つのカルチュラル・コンピテンスを表3に示す（原 2015：94-108）。

(表3) 聴覚障害ソーシャルワークにおけるカルチュラル・コンピテンス

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 多様な存在である聴覚障害者の理解2. クライアントに応じたコミュニケーション・スキル3. 幅広い相談内容への対応力4. 聴覚障害者のための制度に関する知識5. 聴覚障害者のための社会資源に関する知識6. IT 機器の活用術7. 聴覚障害に関するアドボカシー |
|---|

(原 2015：94-108)

一方のインペアメント文化を尊重したソーシャルワークのカルチュラル・コンピテンスは、「聴覚障害ソーシャルワークのカルチュラル・コンピテンス」および前述の構成要素による理論的枠組みから、1～7の「聴覚障害者」を「インペアメント文化を背景とするクライアント」に置換する試案（表4）を導出することを試みた。

(表4) インペアメント文化を尊重した障害者ソーシャルワークのカルチュラル・コンピテンス（試案）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 多様な存在であるインペアメント文化の理解2. クライアントに応じたコミュニケーション・スキル3. 幅広い相談内容への対応力4. インペアメント文化をもつ障害者のための制度に関する知識5. インペアメント文化をもつ障害者のための社会資源に関する知識6. IT 機器の活用術7. インペアメント文化をもつ障害者に関するアドボカシー |
|--|

(筆者作成)

聴覚障害ソーシャルワークの「ろう文化を尊重したソーシャルワーク実践のカルチュラル・コンピテンス」にインペアメント文化を取り入れ、「インペアメント文化を尊重したソーシャルワーク実践のカルチュラル・コンピテンス」に関して理論的な検討を試みた。インペアメント文化を尊重した障害者のカルチュラル・コンピテンスはあくまでも試案であるため、理論的検証を行うためには今後質的調査等で検証する必要があるが、表4の1～7はいずれも障害者ソーシャルワークにおけるカルチュラル・コンピテンスとして理解できるものである。

インペアメント文化はインペアメントのある身体が作り出す文化概念であるため、1. については、多様なインペアメントそれぞれの文化的背景があることは当然であり、多文化ソーシャルワークにおいてクライアントの文化の理解は必須である。2. については、インペアメントは多くの種別があるが、その中でもコミュニケーションにおいて特徴のあるインペアメント、す

なわち発話不明瞭や特徴のあるコミュニケーションの取り方などそれぞれのコミュニケーションに応じたスキルが必要となる。3.については、相談内容は聴覚障害ソーシャルワークと同様にライフステージに関わる様々な内容があるのは当然であり、それらの生活上の困りごとを解決するためには、4.5.のように、制度や社会資源を熟知していることが求められる。6.IT機器を活用するのは勿論のこと、そして7.については、インペアメント文化を肯定的に捉え、彼らの権利擁護を行うといったインペアメント文化を尊重したカルチュラル・コンピテンスが求められるのである。

6. まとめ

聴覚障害者のろう文化に基づく文化モデルアプローチ概念を、インペアメントを有する集団の文化にも援用することで、概念的には完全に合致しない点もあるが総じて障害者ソーシャルワークとして位置づける試みを行い、インペアメント文化もろう文化と同様に説明可能であることが確認できた。そして障害者を文化的視点で語るうえで多文化ソーシャルワークのカルチュラル・コンピテンスにも言及し、障害者を多文化ソーシャルワークで捉えている諸説を紹介した。

インペアメント文化概念を導入することで、①聴覚障害ソーシャルワークの「障害者ソーシャルワーク」化が果たされ、②「文化モデルアプローチ」は障害者領域におけるソーシャルワーク全般に適用できるものへと理論的に発展させることが可能となった。本研究の今後の課題は、以上の理論的試案を質的調査等の探索的研究により検証していくことである。

本稿は日本社会福祉学会第67回秋季大会（2019年9月22日）にて、ポスター発表を行った内容に加筆したものである。

謝辞

本稿は科学技術研究費補助金基盤研究（C）16K04224「大学におけるインペアメント文化を尊重する合理的配慮マニュアル作成に関する研究」（研究代表者：松岡克尚）の助成を受けた研究に基づくものである。

また、本研究については松岡克尚氏（関西学院大学教授）、宮崎康支（関西学院大学大学院総合政策研究科研究員）の助言をいただきました。感謝申し上げます。

注

- 1) 「障害」の表記については、「障がい」や「障碍」などを使用するなどの表記の意味づけを強調する意見もあるが、本稿では法律や制度で使用される一般的な「障害」を使用する。
- 2) 「聴覚障害者」の表記については、「ろう者」「ろうあ者」「中途失聴者」「難聴者」など多様な実態があるが、本稿では限定的な意味で使用する場合は「ろう者」といったその意味に応じた表記を使用するが、聞こえない人たち全体を意味する場合は「聴覚障害者」と表記する。
- 3) ろう文化概念が日本において紹介された「ろう文化宣言」（木村・市田2000）は、当初は批判が多く広く受け入れられるまでにはかなりの時間を要している。学術的研究においては以前からろう文化を

肯定的に取り上げた言及は多々あるが、最近ではメディア媒体でも扱うことが増えてきている。

- 4) 調査対象は聴覚障害6人、視覚障害3人、身体障害4人、発達障害2人の合計15人で、各大学の障害学生支援部門の紹介または、面識のある障害学生に直接呼びかけ、それぞれ同意を得て、可能な限り複数名のインタビュアーが半構造化面接を実施した。研究協力者の同意を得てICレコーダーで録音し、その後逐語録を作成し、各研究協力者のインペアメント文化に該当する内容を抽出し、概念名を生成した。調査期間は2017年8月～2018年3月である。研究倫理審査は、関西学院大学(2017-08)と四天王寺大学(29倫第9号)で承認を得ている。本調査は、科研費「大学におけるインペアメント文化を尊重する合理的配慮マニュアル作成に関する研究」(研究代表者:松岡克尚)により行ったため、研究協力者はすべて障害学生である。27の諸相について大学における合理的配慮マニュアルおよびガイドラインを作成し、ガイドラインについては障害学生支援部門の支援者に意見を求め、それらを反映させて完成させた(松岡克尚 他2019)。
- 5) 文化の多様性に関するソーシャルワーク理論(特にアメリカとイギリス)は、ヴィラーク ヴィクトル(2018)に詳しく紹介されている。
- 6) 障害者権利条約(第2条定義)では、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む)、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語と定義されている。

文献

- CSWE: Council on Social Work Education (2015) Educational Policy and Accreditation Standards.
- Dupré Marilyn(2012) Disability Culture and Cultural Competency in Social Work *Social Work Education* Vol.31, No.2, March 168-183.
- 原 順子(2015)『聴覚障害者へのソーシャルワーク』明石書店。
- 原 順子(2016)「聴覚障害者への相談支援における文化モデルアプローチの一考察——具体事例から考察する文化モデル視点への転換——」『四天王寺大学紀要』第62号, 265-275.
- 原 順子(2017)「聴覚障害ソーシャルワークにおけるろう文化視点と文化モデルアプローチの有効性に関する考察」『四天王寺大学大学院研究論集』第11号, 39-51.
- 原 順子(2018)「聴覚障害ソーシャルワークにおける文化モデルアプローチの概念研究——聴覚障害ソーシャルワーカーへのインタビュー調査分析をもとに——」『四天王寺大学紀要』第65号, 7-19.
- 石河久美子(2010)「多文化ソーシャルワーク:理論と実践の発展に向けて(学会企画シンポジウム グローバル化の中の社会福祉:貧困・格差・排除を超えて)」『社会福祉学』51(2), 108-111.
- 石河久美子(2019)「多文化ソーシャルワークの必要性——多文化共生社会をめざす社会福祉実践」全国社会福祉協議会『月刊福祉』102(4), 40-45.
- 木村晴美、市田泰弘(2000)「ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者」現代思想編集部『ろう文化』青土社, 8-17.
- 木村晴美(2007)『日本手話とろう文化——ろう者はストレンジャー』生活書院。
- Ladd, P. (2003) *Understanding Deaf Culture: In Search of Deafhood*, Multilingual Matters Ltd. (=2007, 森壮也監訳『ろう文化の歴史と展望——ろうコミュニティの脱植民地化——』明石書店.)
- May, Benjamin & LaMont, Elizabeth (2014) Rethinking Learning Disabilities in the College Classroom: A Multicultural Perspective, *Social Work Education*, Vol.33, No.7, 959-975.
- 松岡克尚(2018a)「インペアメント文化のとらえ方とその可視化——障害文化、障害者文化との比較を通して——」『Human Welfare』第10巻第1号, 79-91.
- 松岡克尚、原 順子、宮崎康支(2018b)「障害学生のインペアメント文化・障害者文化と『ディスアビリティ

- ティの再注目』— 関西圏の大学に在籍する障害学生へのインタビュー調査を通して—」障害学会第15回大会, ポスター報告.
- 松岡克尚、原 順子、横須賀俊司、宮崎康支他（2019）『障害学生支援における「インペアメント文化」について— 支援者向けガイドライン—』障害学生支援シンポジウム「障害学生の総合的な理解を深めていくために— 新たな視点の可能性—」にて配布, 開催日: 2019年11月16日, 場所: 関西学院大学大阪梅田キャンパス, 主催: 関西学院大学人間福祉学部 松岡研究室
- 森 恭子（2016）「移民・難民支援とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』Vol.42, No.2, 34-45.
- NASW（2015）Standards and Indicators for Cultural Competence in Social Work Practice, NASW.
- Padden, C. & Humphries T.（1988）*Deaf in America: Voices from a Culture*, Harvard University Press. (=2003, 森 壮也、森 亜美訳『ろう文化案内』晶文社.)
- 齊藤くるみ（2007）『少数言語としての手話』東京大学出版会.
- Sheridan, M. A., White, B. J. and Mountry, J. L.（2010）Deaf and Hard of Hearing Social Workers Accessing Their Profession: A Call to Action, *Journal of Social Work in Disability & Rehabilitation*, 9, 1-11.
- Sue, D. W., Rasheed, M. N., and Rasheed, J. M.（2016）*Multicultural Social Work Practice, second edition*, Wiley.
- ヴァイラーグ ヴィクトル（2018）『多様性時代のソーシャルワーク—外国人等支援の専門職教育プログラム』中央法規出版.

